

議案第36号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、<u>区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(分掌事務)</u></p> <p>第4条 <u>区の事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 区民の生活に関すること。</u></p> <p><u>(2) 区民の健康及び福祉に関すること。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第5条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、<u>区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。